

全住協 第288号
令和3年1月8日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について(令和3年1月7日 事務連絡)
- (2) (別添1) <地方公共団体宛て>新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について (令和3年1月7日 国不入企第31号)
- (3) (別添2) <建設業者団体宛て>新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について(令和3年1月7日 事務連絡)
- (4) (参考) <国交省直轄通知>新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について (令和3年1月7日 国会公契第29号他)

※(2)～(4)は全住協HPに掲載

http://www.zenjukyo.jp/new_info/gyosei/data/210107COVID-19.pdf

2. 参 考 H P 新型コロナウイルス感染症への対応について(国土交通省HP)
https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html

3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当 米山
TEL 03-3511-0611

以 上

事務連絡
令和3年1月7日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」(令和2年5月25日付け事務連絡)等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただきましたところ です。

このたび、令和3年1月7日に、1都3県(埼玉県、千葉県、神奈川県)を対象として、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置や、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))」等の周知徹底等について、別添1のとおり地方公共団体あてに通知するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款(甲)・(乙)においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者(元請負人)と受注者(下請負人)が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

【別添 1】

国不入企第31号
令和3年1月7日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和2年5月25日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年1月7日に、1都3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象として、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたところです。新型コロナウイルス感染症への対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。また、基本的対処方針においては、引き続き、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されているところです。これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」

及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なご対応を宜しく申し上げます。

また、「三つの密」対策等の更なる徹底や、感染リスクが高い場면을回避する対策の実効性を高めるための環境づくり等について、別添1のとおり建設業者団体宛に送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、これまでも、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときには、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行うようお願いしてきたところですが、これらの措置については、引き続き、同様の取扱いをお願いいたします。また、これらの措置の実施に伴い、工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、必要となる予算の繰越手続についても、遺漏なきよう宜しくお願いします。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添2のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく申し上げます。

【別添2】

事務連絡

令和3年1月7日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしてきたところですが、このたび、令和3年1月7日に、1都3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象として、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われました。

今般変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更）」（以下「基本的対処方針」という。）においては、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。また、基本的対処方針においては、引き続き、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されているところであり、ガイドラインを踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いいたします。

また、今般の緊急事態宣言においては、特に飲食の場を中心とした感染リスクが高い場면을回避する対策が求められており、職場等における飲み会の自粛、飲食テイクアウトの推奨、テレワークの実施等、対策の実効性を高めるための環境づくりをお願いいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和2年5月25日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など建設業者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

今般、緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置や、ガイドライン等の周知徹底等について、別添1のとおり地方公共団体あてに通知するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

【参考】

国会公契第 29 号
国官技第 251 号
国官総第 151 号
国営管第 412 号
国営計第 118 号
国港総第 514 号
国港技第 65 号
国空予管第 580 号
国空空技第 282 号
国空交企第 206 号
国北予第 46 号
令和 3 年 1 月 7 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 公 共 事 業 調 査 室 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、

- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）
- ・ 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2）

において、受発注者による協議や入札等の手続、感染拡大防止対策に係る設計変更等について取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応については4月7日通達のⅠ1（この場合の受発注者による協議とは、受発注者間の日常のコミュニケーション等を含む。）、Ⅰ3及びⅡ並びに4月20日通達に基づき、また緊急事態宣言の対象地域外においては4月7日通達のⅠ2、Ⅰ3及びⅡ並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。その際、4月7日通達のⅡ1中、「令和元年度」を「当該年度」に、「令和2年度」を「翌年度」に読み替えるとともに、必要に応じて、工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとることとする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越しに当たっては、「令和2年度における繰越しについて」（令和2年11月5日付け財務省主計局司計課長事務連絡第4498号。別紙3）が発出されているため、参考にされたい。

また、感染拡大防止対策の徹底については、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年12月24日付け国不建第307号。別紙4）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページ^注において公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

<https://corona.go.jp/>

国 地 契 第 1 号
国 官 技 第 6 号
国 営 管 第 12 号
国 営 計 第 1 号
国 港 総 第 16 号
国 港 技 第 3 号
国 空 予 管 第 15 号
国 空 空 技 第 5 号
国 空 交 企 第 3 号
国 北 予 第 1 号
令和 2 年 4 月 7 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 4 月 7 日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染

症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記の通り取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置された。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管第422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

記

I. 既契約の工事及び業務

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の

感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知I.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知I. に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知I. に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ・ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

別紙 2

国官総第 12 号
国地契第 5 号
国官技第 19 号
国营管第 49 号
国营計第 9 号
国港総第 62 号
国港技第 9 号
国空予管第 47 号
国空空技第 13 号
国空交企第 12 号
国北予第 3 号
令和 2 年 4 月 20 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月7日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「3つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

事務連絡第 4498 号
令和 2 年 11 月 5 日

各省各庁会計課長等 殿

財務省主計局司計課長

令和 2 年度における繰越しについて

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う繰越しに当たっては、下記のとおり弾力的な対応を行っております。

については、令和 2 年度における新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越手続きにつきましては、(別紙)によることといたしますので、よろしくお願い致します。

なお、繰越事務の手続きに当たっては、感染拡大防止等の観点から、資料の事前送付やヒアリングの省略等について、必要に応じて各財務局等と調整いただくとともに、本件について、貴管下職員及び繰越事務を委任している各自治体等に対し、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

- 感染拡大防止の観点から積極的に事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったものを含め、繰越事由として広く取り扱うとともに、詳細な証明等を要しない。
- 延期後の事業完了時期等の設定が困難であっても翌年度に実施できるものとみなす。

以上

新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う
事故繰越の事務手続について

1. 対象事業（経費）

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施した対応（事業・工事・納期の延期、開催の自粛等を行ったもの）に伴い事故繰越を行う事業（経費）

2. 理由書

通常、事故繰越の申請に当たっては、その性質等に照らし、事業概要、事故繰越に至った経緯、今後の見通し、その他参考となる事項を理由書に記載しているところであるが、上記対象事業（経費）については、別添の様式（別紙1）により提出することとすることができることとする。

3. 理由書における事故事由

「新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴い、〇〇〇せざるを得ず、年度内に事業を完了することが困難となったため」等と記載する。

（注）事業（経費）の内容により適宜変更して差し支えないが、簡潔に要因を記載すること。

4. 審査表

審査表の提出は省略とする。

5. 財務局等の審査に必要な資料

通常、財務局等の審査に必要な資料として作成していた事業の概要、工程、位置図、契約、事故要因等に関する資料の提出は省略とする。

ただし、支出負担行為が確認できる資料（該当部分）を添付するものとする。

6. 財務局等ヒアリング

財務局等のヒアリングは原則として行わない。

7. その他

- (1) 各省各庁は、繰越手続に関する事務を委任している各自治体等に対して、事務手続が円滑に行われるよう必要な助言等を行うこと。
- (2) 申請に当たっては、法令の要件に変わりはないことに十分留意し、「支出負担行為後に生じた避け難い事故」の要件を確実に確認の上、繰越申請をすること。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故繰越以外の事故繰越については、当該（別紙）に係る手続きについては適用されないことに留意する。

(参考)

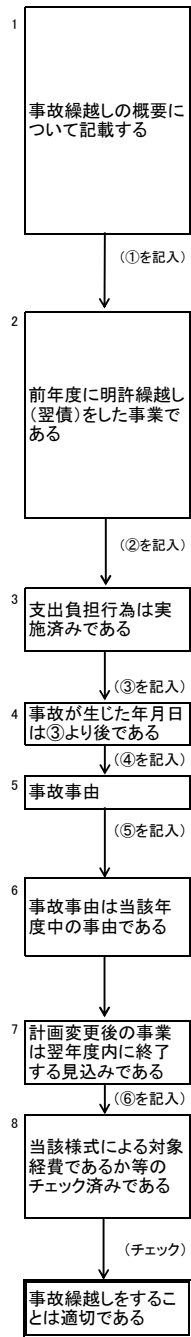
▶ 主な事故事由

(新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴う事故事由)

- 補助事業者において〇〇が生じたことにより想定以上の期間を要し、事業計画を変更せざるを得ず、
- 〇月に関係協力機関と協議した結果、当該イベントの開催にあたって支障がない程度に感染症が収束していないことから、感染症防止に万全を期すため開催を来年度に延期せざるを得ず、
- 受託事業者における技術者確保が難航したことにより想定以上の期間を要し、納期を延期せざるを得ず、
- 海外現地調査に当たって、海外現地政府関係機関の許可に想定以上の期間を要したことにより、調査完了時期を延長せざるを得ず、

等

以下に沿って記入をお願いします。



事故繰越しを必要とする理由書

支出負担行為担当官

①事故繰越しの概要

所管・会計		組織・項	
「目」の名称		「目の細分」の名称	
事項名			
箇所名			
所在			
事業内容			
要繰越額		円	

②明許繰越し・翌債

明許(翌債)繰越しの承認番号及び承認年月日							
事項名							
箇所名							
繰越事由	計画に関する諸条件	設計に関する諸条件	気象の関係	用地の関係	補償処理の困難	資材の入手難	試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難
	内容		その他の場合は事由を記入				

明許(翌債)繰越し時の「箇所別調書及び理由書」を添付する場合は記入不要です。

③

支出負担行為年月日	年	月	日
支出負担行為済額		円	

④

事故発生年月日	年	月	日	(~)	年	月	日
---------	---	---	---	-------	---	---	---

⑤

事故事由	事由	
	箇所	

⑥

当初の事業計画	年	月	日	~	年	月	日
明許繰越し(翌債)後の事業計画	年	月	日	~	年	月	日
事故繰越し後の事業計画	年	月	日	~	年	月	日

- 本件は、新型コロナウイルス感染症の影響による事故繰越であることから、令和2年〇月〇日付事務連絡第〇〇号に基づき、本様式により申請するものである。
- ・支出負担行為の実施が確認できる書類が添付されているか。

連絡先	
TEL	
担当	

以下に沿って記入をお願いします。

【記載例】事故繰越しを必要とする理由書

支出負担行為担当官 局課会計課長

1 事故繰越しの概要について記載する

(①を記入)

①事故繰越しの概要

所管・会計	<input type="checkbox"/> 省 一般会計	組織・項	<input type="checkbox"/> 本省 <input type="checkbox"/> 事業費
「目」の名称	<input type="checkbox"/> 事業費	「目の細分」の名称	<input type="checkbox"/> 事業費
事項名	第〇回〇〇会合開催業務		
箇所名	係〇〇		
所在			
事業内容	〇〇に関する研究の成果を〇〇政策に活かすことを目的として行われる「第〇回〇〇会合」の開催を効率的に実施するため、運営支援業務について委託を行うもの。		
要繰越額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円		

2 前年度に明許繰越し(翌償)をした事業である

(②を記入)

②明許繰越し・翌償

明許(翌償)繰越しの承認番号及び承認年月日							
事項名							
箇所名							
繰越事由	計画に関する諸条件	設計に関する諸条件	気象の関係	用地の関係	補償処理の困難	資材の入手難	試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難
	内容 その他の場合は事由を記入						

明許(翌償)繰越し時の「箇所別調書及び理由書」を添付する場合は記入不要です。

3 支出負担行為は実施済みである

(③を記入)

③

支出負担行為年月日	R2 年 5 月 1 日	補助事業は当初の支出負担行為年月日を、直轄事業は、最終的な支出負担行為年月日(変更契約日等)を記入して下さい。
支出負担行為済額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	最終的な支出負担行為済額全額を記入して下さい。

4 事故が生じた年月日は③より後である

(④を記入)

④

事故発生年月日	R3 年 2 月 1 日 (~ 年 月 日)	事故の要因が複数日にわたる場合は、事故が生じた期間を記入して下さい。
---------	--------------------------	------------------------------------

5 事故事由

(⑤を記入)

⑤

事由	新型コロナウイルス感染症の影響により、2月に関係協力機関と協議した結果、当該会合の開催にあたって支障がない程度に感染症が収束していないことから、感染症防止に万全を期すため開催を来年度に延期せざるを得ず、年度内に事業を完了することが困難となったため。	「主な事故事由」を参考に支出負担行為後に発生した当該年度中の事故事由について具体的に記入して下さい。
箇所		事故が生じた箇所を記入して下さい。(事故が特定の箇所に係るものでない場合は記入不要です。) ※記載に代えて地図の添付も可

7 計画変更後の事業は翌年度内に終了する見込みである

(⑥を記入)

⑥

当初の事業計画	R2 年 5 月 1 日 ~ R3 年 3 月 31 日	明許(翌償)承認時の「事業完了予定年月日」を記入して下さい
明許繰越し(翌償)後の事業計画	年 月 日 ~ 年 月 日	
事故繰越し後の事業計画	R2 年 5 月 1 日 ~ R4 年 3 月 31 日	翌年度内に事業が終了見込となっているかを確認して下さい。

8 当該様式による対象経費であるか等のチェック済みである

(チェック)

当該様式による申請の対象経費であることを確認の上、✓を入れてください。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響による事故繰越であることから、令和2年〇月〇日付事務連絡第〇〇号に基づき、本様式により申請するものである。

支出負担行為の実施が確認できる書類が添付されているか。

連絡先 局課
TEL 012-345-6789
担当 財務 太郎

事故繰越しをすることは適切である

国不建第 307 号
令和 2 年 12 月 24 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更））において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされており、また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 8 月 25 日改訂版））」等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、直近の新規感染者数が過去最多の水準となっており、地域によってはすでに急速な感染拡大が見られている状況を踏まえ、厚生労働省において、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」について、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法に係るチェック項目を追加するなどの改訂を行うとともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理についての留意事項等を取りまとめたところであり、これらを踏まえて、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日（令和 2 年 12 月 24 日改訂版））」を別添 1 のとおり改訂いたしました。

貴職におかれましては、引き続き、本ガイドラインを踏まえ、建設現場の「三つの密」対策等を徹底していただきますようお願いいたします。また、これまでの建設業における感染発生状況では、土木工場の現場に比べて、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工場の現場やオフィスでの感染例が多く見受けられるため、これらの場所においては、感染防止対策の徹底に特に注意するようお願いいたします。

以上